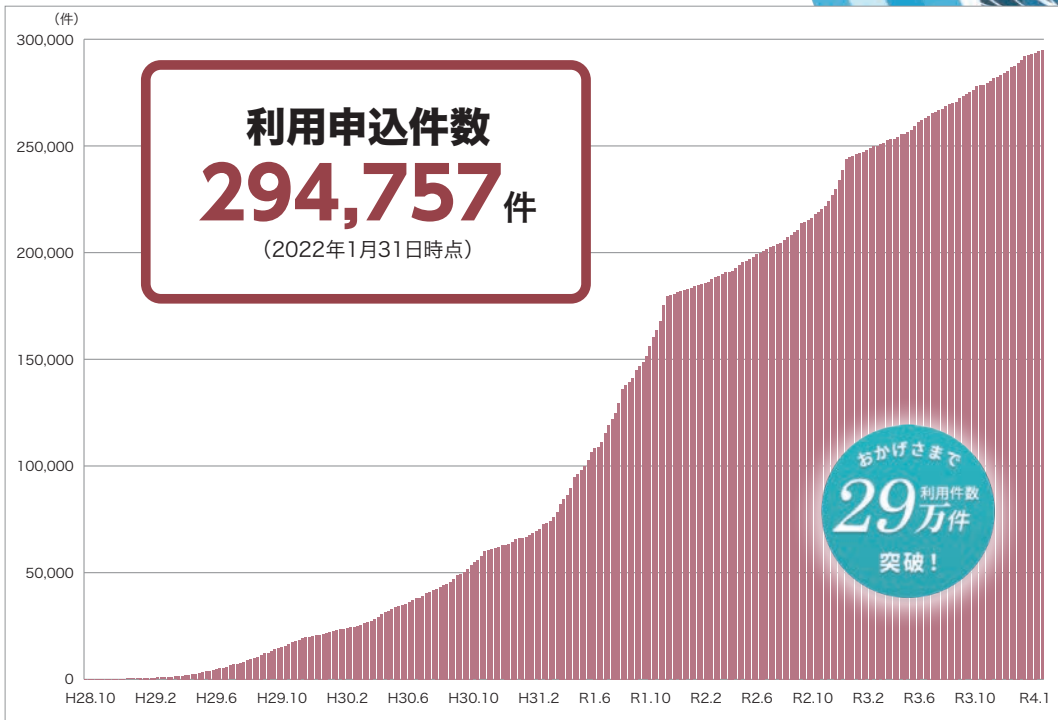


TKCモニタリング情報サービス通信

Vol.48

金融機関と税理士の連携によって 「伴走型支援」の効果が高まります

「TKCモニタリング情報サービス」決算書等提供サービス利用状況(個人事業者を含む)



- 地域経済活性化につながる税理士との伴走型支援 3
十八親和銀行副頭取 大庭真一
- 会計で会社を強くする——感動を呼ぶ月次巡回監査とは 4
TKC全国会会長 坂本孝司
- 事務所のサービスを経営助言にシフト IT化で経理事務の生産性を向上 10
株式会社YK MEDICO/TAXA税理士法人
- 山陰から全国に飛躍を遂げる冷凍アジフライメーカー 14
株式会社角屋食品/税理士法人松本会計事務所

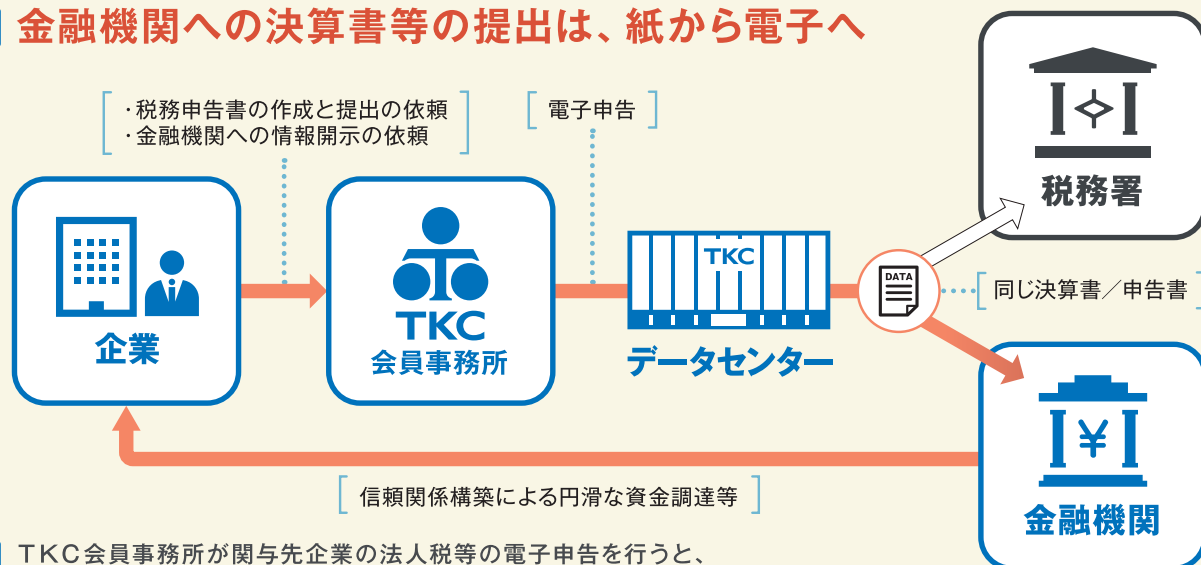
TKCモニタリング情報サービスとは

TKC モニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKC モニタリング情報サービスの内容

◎決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

◎月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKC モニタリング情報サービスは特許を取得しています

◎【特許第6419378号】取得日：平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

◎【特許第6375425号】取得日：平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

地域経済活性化につながる税理士との伴走型支援

十八親和銀行は2020年10月に合併し、21年1月にシステム統合、68ヶ所の店舗統合も22年3月には完了する予定です。当行は長崎県内で70%以上のシェアを持つ金融機関ですが、長崎県は他地域と同様に人口減少による生産年齢人口の減少という課題を抱えています。

これだけのシェアがありますと取引



十八親和銀行副頭取
大庭真一

先あるいは地域が抱える課題が銀行のリスクに直接つながることにもなりませんが、だからこそ地域の将来のためにも一定のリスクテイクが必要であると考えます。取引先や地域を支えるためには金融機関にも体力が必要です。業務効率化を進めるとともに「長崎県経済活性化を実現するための取り組み」という新たな価値提供を実践しています。

新たな価値提供として、取引先の成長に貢献するために「銀行が取引先と経営課題を共有し解決への支援に取り組む勝手提案」に応援したい企業」というアプローチを行っています。これには日頃の信頼関係に加えて、銀行担当者には、金融仲介の技術だけではなく、業界動向や商流、企業の特徴を把握した上で取引先経営者と会話する力が求められます。更に経営課題を解決するためには銀行内部だけではなく税理士、会計士やコンサルタン

トといった専門家との連携も必要です。

当行の取り組みのうち取引先の関心が高いものが、「事業承継」と「地域振興」「デジタル化」です。事業承継は全ての事業者に通ずる課題であり、世代交代が数年

で起こるか、数十年先かの違いだと思っています。ある会社は後継者を見つけないために、ある会社は事業規模拡大のためにM&Aという手法を使います。取引先企業の将来を考え布石を打つためには、銀行と税理士がもつ情報ネットワークを更に活用する必要があります。次に「地域振興」ですが、長崎は離島も多く、観光や一次産業の六次化と

いった事業化を進めなければ、就労の機会が失われ、人口減少に歯止めが利かない状況に陥ります。当行は離島振興と地方創生をめざす「一般社団法人離島振興地方創生協会」や「地域おこし隊」と地域の方々の連携を後押しするためには交流の場を設け、事業化の計画づくりや資金対応を行っています。

最後の「デジタル化」ですが、取引先には業務効率化そのものに対する関心があまりない先、業務の見直しを嫌う担当者の方も見受けられます。銀行員もデジタルの知識は十分とはいえませんが、業務の皿だし、効率化は得意分野でもあります。専門家と連携して取引先のデジタル支援を行っています。

銀行に求められるものは、金融機能だけではなく、情報の提供や取引先の仲介、コンサルタン機能というものに広がっています。経営課題を共有し、その解決をめざす「伴走型支援」には取引先、顧問税理士、銀行の連携がより有効に機能します。まずは経営者自身が会社の現況を「正しくタイムリーな決算書」で把握した上で銀行や税理士がもつ情報ネットワークを活用することが企業の更なる成長につながると思っています。



会計で会社を強くする

— 感動を呼ぶ月次巡回監査とは

TKCC全国会長 坂本孝司

『TKCC会計人の行動基準書』の理解・実践が重要

ニューメンバーズ会員の皆さん、こんにちは。本日は、「会計で会社を強くする——感動を呼ぶ月次巡回監査とは」をテーマに掲げ、あるべき税理士像とは何か、私たち税理士がお客さまや社会から「感動」を得るために、具体的にどのような方向性で取り組むべきか——についてお話しします。

皆さんにまずお伝えしたいのは、あるべき税理士像を追求し、「社会の納得」を得るための運動を展開しているのが、我々TKCC全国会だということです。お客さまに「今までの税理士のイメージと違う」「こんなことまでしてくれる税理士がいるのか」と感動いただく、あるいは知り合いの経営者や周囲に感動をお伝えいただく——それを積み重ね、租税正義の実現を目指し、関与先の永続的繁栄に奉仕するわが国最大級の職業会計人集団であります。そのようなTKCC会員が、遵守すべしとされているルールが『TKCC会計人の行動基準書』です。これは、TKCC全国会初代

会長である飯塚毅博士の理論を基に昭和53年(1978年)に制定され、その後先達の会員先生方が改定を重ねてきたもので、まさに会計事務所経営の王道、成功のバイブルといえます。

『行動基準書』では、その「一丁目一番地」として巡回監査の誠実な実施を求めています。巡回監査とは、「関与先を毎月及び期末決算時に巡回し、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真实性、実在性、網羅性を確かめ、かつ指導すること」です(3・2・1 巡回監査の意義)。また、飯塚毅博士は巡回監査について、会計事務所の法的防衛の視点から、「真正の事実ではないと知りつつ業務を行った場合が故意であり、知らずにやったときは相当注意義務違反となる。行政処分は刑事処分とは全く別であり、1枚の始末書で、税理士の資格剥奪が可能なのである(憲法第38条第3項参照)。巡回監査は絶対に無理しても断行すべきものであり、損得計算、銭勘定の対象領域ではないのである」(『TKCC会報』巻頭言「なぜ巡回監査は絶対必要なのか」1992年5月号)と述べています。「真正の事実」の確保のため

にも、巡回監査はTKC会員事務所の基本中の基本であり、標準業務と位置付けて徹底断行していく必要があるのです。

さらに、『行動基準書』には「起票代行の禁止」が明記され、「会員は、関与先が行うべき起票に係る業務を代行してはならない」とされています(3・5・2② 起票代行の禁止)。税理士法第1条に規定されているとおり、税理士は「税務に関する専門家として、独立した公正な立場」を堅持することが求められていますので、「取引内容を記録する仕訳という行為はお客さま自ら行うものです」と関与先にはっきりお伝えして、その姿勢を迷いなく貫きましよう。税理士の立場を忘れ、関与先に迎合するような仕事とは一線を画しましょう。ただ、決して傲慢にはならず、謙虚に取り組んでいくことが大切です。関与先自らが記帳を行うことで数字を経営に活かす感覚が身に付き、それによって会計事務所も質の高い経営助言を行うことが可能になる——つまり関与先の発展にもつながっていくはずです。もしかすると、起票代行を行わないことで一時的に関与先拡大が鈍化する局面はあるかもしれませんが、しかし、長い目で見れば、その姿勢を貫くことが事務所を大きく発展させることに結びつき、あるべき税理士像の社会的認知が進むための第一歩となると考えています。

私は、25歳のときに地元静岡県浜松市で開業し、約40年が経ちました。月次関与先の企業は約530件、スタッフが43名です。完璧とは言えないながらも『行動基準書』の遵守に努めてきたことを自負しています。これまでを振り返ると、つらい時期はありながらも、周囲に恵まれ、自分なりに誇れる税理士人生を歩んでくることができました。また、大きな成功を収めている先輩会員方の事務所もやはり、『行動基準書』を遵守した事務所経営を行っておられます。建前論だとは思わずに、ぜひ皆さんにもこの『行動基準書』を理解・実践いただくことを期待しています。

商業帳簿の本質的な目的は「証拠力の定立」と「事業の健全経営遂行」

昭和46年の創設以来、TKC全国会が50年にわたり一貫して重視しているのが「帳簿の証拠力」の問題です。特に、コロナ下では、持続化給付金、ゼロゼロ融資、経営改善支援など、各局面において企業の商業帳簿や税務関係書類の信頼性が問われてきました。では、そもそもなぜ、日本の法人や個人事業者は帳簿を作成しなくてはならないのでしょうか。それは日本の商法第19条に、次の商業帳簿規定があるためです。

商法第19条 商業帳簿

1. 商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
2. 商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。
3. 商人は、帳簿閉鎖の時から十年間、その商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存しなければならない。
4. 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、商業帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

日本では青色申告制度の普及等によって、租税法上の帳簿は国家的インフラとして機能しています。租税法上の帳簿は商法上の帳簿と重複し、全く同じではないものの概念はほぼ同じであるため、商業帳簿も同様に国家的インフラであると言えるでしょう。しかし、商業帳簿が浸透している一方で、社会的意義や本質的な目的が、十分に理解されているとは言いがたい現状にあります。そこで、この規定の起源を探ってみると、世界で初めて商業帳簿

の記帳義務が定められた、1673年フランスのルイ14世商事勅令（サヴァリー法典）にたどり着きます。当時のフランスは大不況で、破産・倒産が頻発し、社会は混乱を極めていました。驚くことに、この商事勅令では、破産時に帳簿を提出できない場合には詐欺破産者とみなし、死刑に処するとの規定が存在しました。要は、「破産時の死刑」を担保に、記帳を間接的に義務付けていたということです。また、サヴァリーによる商事勅令の解説書『完全な商人』には、なぜ記帳義務を定めたかという理由が論じられており、商業帳簿規定の本質的な目的は、①帳簿の証拠力の定立とともに、②商人への自己報告を通じた健全な事業経営遂行（破産防止）であるとされています。

続いて見ていただきたいのは、1839年ヴルテンベルク王国の商法典草案です。草案理由書の商業帳簿規定前文には、商業帳簿は文書の側面があり、他の人々に対する証拠資料として用いられる。他の側面は、商人にその業務の状況に関する全容を提供する補助資料であることである。その帳簿はフランス商法典の理由書が述べるように、その正規な記帳が適時性と正確性を証言し、かつ、運命の神の変動に対する防壁に役立つ」。これはまさに商業帳簿の本質を言い表していると思います。極め付きは、「無秩序な（だらしな）記帳は破産者の特徴である」。経験則に基づいた非常に説得力のある指摘ですね。

翻って今の日本ではどうでしょうか？ 起票代行がまかり通っている現状は非常に残念なことであり、我々TKC会員はそれを正していかなくてもなりません。このような商業帳簿の社会的意義や本質的な目的を経営者に理解いただくことによって、中小企業の財務基盤を強化することができるはずですが、これはまさに「会計で会社を強くする」ということに他ならないのです。

会計帳簿を基にした「4大業務（税務・会計・保証・経営助言）」

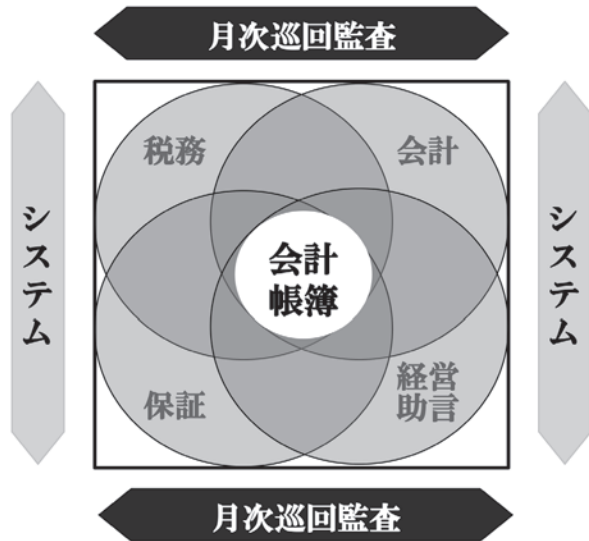
ところで、皆さんは「税理士はどんな仕事をしていますか？」と聞かれたら、どのように答えますか。同じ士業でも医師や弁護士であれば答えやすいかもしれませんが、税理士業界は資格取得の経緯、経験などの相違から別の職業であるかのような多様な人々から構成されているために、その定義付けが非常に難しいですよ。

そこで、TKC全国会では税理士の業務について「税理士の4大業務」として整理し、「税務・会計・保証・経営助言」の四つであると掲げています。税理士は職業会計人であり、①税務の領域では「税法に関する法律家」、②会計の領域では「会計専門家」、③保証の領域では「税務監査人・会計参与」、経営（経営助言）の領域では「経営コンサルタント」として位置付けられるとされています。さらに特筆すべきは、独立性を堅持した税理士は、これらの4大業務を同一の企業に対して同時に提供することが可能であるということなのです。

ここで重要なのは、4大業務は重なり合っており、その中心にはまさに、会計帳簿、仕訳があるということです（次頁スライド1）。つまり「税理士の4大業務」はすべて会計帳簿に基づいており、さらにその会計帳簿の基礎となるのが、「月次巡回監査」の実践とそれを担保する「TKCシステム」の活用であります。

TKCシステムは、50年以上にわたって、ぶれることなく帳簿の証拠力を重視した開発が進められ、データの遡及訂正を行う場合には痕跡を残して、帳簿のトレーサビリティを確保してきました。法令に完全準拠しながら、「仕訳」という単一のソース・データから、多角的に高度な経営計算資料を自由自在に取り出しているこのトータルシステムを、徹底活用しない手はありません。

II 税理士の4大業務



月次巡回監査の完全実施

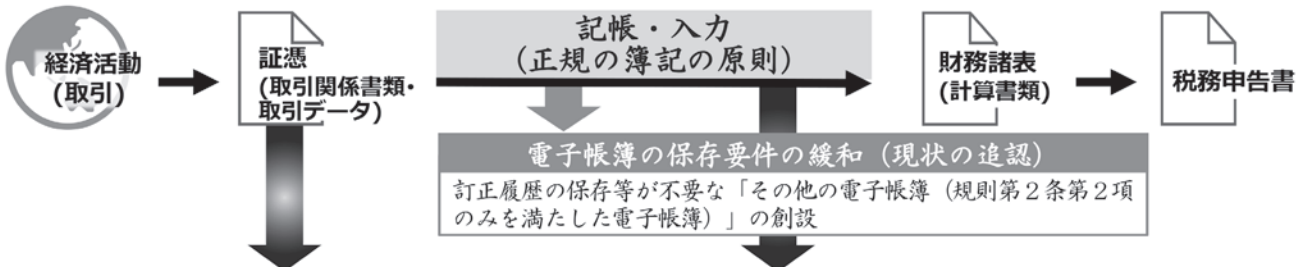
TKC会計人は、月次巡回監査によって会計資料と会計記録の適時性や完全網羅性等を検証する。

TKCシステム

仕訳という単一のソース・データから、多角的に高度な経営計算資料を自由自在に取り出し得るトータルシステムである。
(含:巡回監査支援システム)

中小企業の9割に関与している税理士が、社会的なインフラでもある「会計帳簿(仕訳)」を活用し、4大業務を同時に提供しよう!

改正電子帳簿保存法は、「証憑なくして、記帳なし(keine Buchung ohne Beleg)」の強化に資するもの



- 電子取引・スキャナ保存要件の見直しと強化**
- ①タイムスタンプの付与や検索要件等が緩和
 - ②電子取引に係る取引情報の電子データ保存への一元化
 - ③データに改ざんなどがあった場合は加重算税が10%加重されることになった(法第8条第5項)。
 - ④保存要件を満たさないと青色申告の承認の取消しになり得る(法第7条及び一問一答【電子取引関係】問42の回答)
 - ⑤改正消費税法(電子インボイス等)の導入

- 「優良な電子帳簿」の創設**
- (1) 税務署長への事前承認不要
 - (2) 『令和3年度与党税制改正大綱』には「優良な電子帳簿」を普及促進する旨が記載された。
 - (3) 電帳法及び同規則に基づく一問一答では、「優良な電子帳簿とは、規則第5条第5項の要件(訂正履歴の保存等)を満たした電子帳簿」と明示された。

一貫通貫のTKCシステムによってこれらの要件が満たされる。「優良な電子帳簿」を圧倒的に拡大しよう!
FXシリーズ(証憑保存機能を標準搭載)、銀行信販データ受信機能(IBからの電子取引データ受信)、TPS1000、MIS等

③※ ドイツ国税通則法(AO)第378条(軽微な脱税 Leichtfertige Steuerverkürzung) (2)秩序違反は、5万ユーロ以下の罰金に処することができる。※1 第379条(租税危害行為 Steuergefährdung) (1)故意または重過失によって事実と異なる証憑(Beleg)を作成した者は秩序違反を犯すものとする。※2
④= ドイツ国税通則法(AO)第158条(簿記の証憑力)「証憑なくして、記帳なし」= 証憑原則でありGoB(正規の簿記の諸原則)のひとつ
①②③④⑤= 電子形態での帳簿、記録および証憑書類の正規の作成と保管ならびにデータアクセスに関する諸原則(GoBD)の変更不能性、追跡可能性、証憑制度等と同等 ※3
※1 坂本孝司著『会計制度の解明』(2011,中央経済社)145頁、 ※2 同137頁 ※3 TKC会報2015年7月特別号『ドイツの最新「コンピュータ会計法」』

TKCシステムで「優良な電子帳簿」の圧倒的な拡大を

私たちTKC全国会では、会計帳簿を基礎とした「税理士の4大業務」の提供が、中小企業の発展につながることを確信し、具体的な運動方針を定めて展開しています。これまで、2019年から3年間にわたって三つの運動「TKC方式の書面添付」「TKCモニタリング情報サービス」「TKC方式の自計化」——の推進を行ってきました（2022年から新たな運動方針を展開予定）。コロナ禍によって活動に制限がある中でも、全国で各項目の実践件数を着実に増加させています。

ここで、商業帳簿規定の本質的な役割を踏まえて運動方針を見ていくと、一つ目の「TKC方式の書面添付」は、まさに帳簿（商業帳簿）の証拠力の定立に寄与するものといえます。二つ目の「TKCモニタリング情報サービス（MIS）」は、商業帳簿の証拠力つまり決算書の信頼性を背景にして、円滑な中小企業金融の実現に資するものです。MISは決算書を含めた税務関係書類を金融機関に提供できるサービスで、現在利用件数が爆発的に増加しており、日本の金融サービスのインフラになりつつあるといっても過言ではありません（2021年12月末時点、利用件数29万3千件超）。三つ目の「TKC方式の自計化」は、「会計で会社を強くする」取り組みとして、経営者が自己報告による健全経営遂行機能を最大限発揮できるよう徹底支援することです。

令和3年度税制改正で電子帳簿保存法は改善され、「訂正等履歴（トレーサビリティ）」の要件を必要としない「その他の電子帳簿」が新設されました。一方で電子取引・スキャナ保存要件の見直しと強化が行われ、証拠に関する厳しい要件・罰則が設けられています（前頁スライド2）。証拠は記帳の証拠力にかかる前提条件のため、この改正は「証拠なくして、記帳なし」の強化に資するものでも

あります。

TKCのFXシリーズは、クラウド対応しており、改正電子帳簿保存法に完全準拠、証拠から税務申告まで一貫通のシステムです。そのため、この改正はTKC会員にとって大きなチャンスと捉えられます。今こそ、まさに正念場です。改正電子帳簿保存法に対応するための関与先支援に取り組み、トレーサビリティを確保した「優良な電子帳簿」を圧倒的に拡大していきましょう！

関与先を拡大し税理士業界全体の底上げを図ろう！

今後、「社会の納得」をさらに得るためには、関与先の拡大が必要不可欠です。もしも、本日お伝えした「あるべき税理士像」に少しでも胸が高鳴り共感できたなら、本来の税理士像を、月次巡回監査の意義を、会計帳簿の価値を、情熱を持って経営者に直接伝えていただきたいのです。そうすれば、経営者の感動に呼応して関与先の拡大は自ずと進むはずですよ。

その上で、皆さんにお伝えしたいのは、ぜひ活動範囲を大きく広げてほしいということ。というのも、私の経験上、「三つの偶然」が重なれば、それは必然となります（次頁スライド3）。

例えば、①TKC会員事務所は良いと耳にした、②金融機関から紹介された、③経営者仲間から勧められた——この三つが一致したとき、経営者はその税理士を必然的に選ぶことになるでしょう。トヨタグループの創始者、豊田佐吉氏も、「障子を開けてみよ。外は広いぞ」という言葉を残しています。積極的に外に出て、金融機関や経営者同士の集まりに足を運び、自分なりの強みや必要とされる役割を見出してアピールしましょう。そうすれば、きっと多くのチャンスをつかむことができるでしょう。

ただし、この先、皆さんの事務所が大きく成長して、関与先が

VII 関与先拡大は永遠のテーマ



1. 「3つの偶然」が重なれば必然になる



偶然にも「〇〇会計事務所はいいよ」と勧められ、その後、複数の方からも同じ紹介をされれば、経営者は〇〇会計事務所を選ぶことになり、関与先拡大は必然になる。

2. 経営者は自分が付き合っている税理士の延長線上にあなたを見る

(TKC全国会 永田智彦顧問談)

TKC会計人は、日本の職業会計人の職域防衛と運命打開とを、理想のスローガンとしてではなく、絶対的な現実の実践原理として、位置づけている集団である。(TKC会計人の基本理念16)

3. 業務（製品・サービス）の品質は、その最低の品質を持って社会から評価される

全ての関与先に巡回監査を実践しなければならない(TKC会計人の行動基準書1-4-1参照)

社会の納得を得るためには関与先を拡大しなければならない

©TKC全国会 2021

拡大し所得が増えたとしても、どうかそこで満足しないでください。要は、事務所の成功に甘んじるのではなく、税理士業界全体の底上げに貢献してほしいということです。TKC会計人は、「職業会計人の職域防衛と運命打開」を、理想のスローガンとしてではなく絶対的な実践原理として位置付けています。経営者は、自分が付き合っている税理士の延長線上にあなたを見る——これは永田智彦TKC全国会顧問の言葉ですが、非常に的確に言い表されていますね。

おそらく、皆さんの先輩方も、自分の事務所はすでに成功しているのにも関わらず「TKCに入会して一緒に頑張ろうよ」と声をかけてくれたのではないのでしょうか。それこそ高邁な精神の宿る、TKC会員の姿だと考えます。

最後に強調しておきたいことは、業務（製品・サービス）の品質は、その最低の品質を持って社会から評価されるということです。そのため、たとえ1件でも「この関与先は採算が取れないから巡回監査は3カ月に1度にしよう」と妥協してしまえば、それが自身の事務所の業務品質として評価されるものと考えてください。

だからこそ、すべての関与先に月次巡回監査を実践していただきたい。地域社会で「TKC会員事務所は、月次巡回監査を實踐し、質の高い業務を提供してくれる」というイメージを浸透させ、その地域の経営者には「ぜひTKC会員に顧問税理士をお願いしたい！」と思っていたら——このような明るい未来を、1日も早く日本全国で実現したいのです。それには皆さん一人ひとりの力が必要不可欠です。

ニューメンバーズ会員の皆さん、お客さまに「感動」いただき、「社会の納得」を得られるよう、ともに中小企業の支援、地域社会の発展に全力で貢献していきましょう！皆さんの事務所の大発展と、誇りある税理士人生を歩まれることを祈念しています。■

事務所のサービスを経営助言にシフト

ITのフル活用で関与先の経理事務の生産性を向上

医療ベンチャーYK MEDICOのCEO小池渉氏と、その起業時から経営支援を行ってきた北條貴裕会員が、経理事務のIT化による効果や変化、今後の税理士の役割等について、それぞれ語った。

税理士は行く先を照らしてくれる 「道標」のような存在

■株式会社YK MEDICO

代表取締役CEO 小池 渉氏

経営者は会社の経営方針や方向性を決断しなくてはなりません。そのためには「あちらは危ない、こちらに行くべき」という頼れる道標があれば決断しやすくなります。北條先生には、起業する前の構想段階から相談しており、起業後には事業計画を具体的な数字に落としこみながら、今やるべきこと・やるべきでないことについて率直なア

ドバイスをいただきました。

近年は、会計事務所のサポートのもと、経理事務の効率化に積極的に取り組んでいます。特に「銀行信販データ受信機能」等によってかなり効率化が進んでおり、月平均で約300ある仕訳のうち、1件だけを手入力しているという状況です。経費支払いはスマートフォンにクレジットカード等を連携させて行い、データを会計システムに連動させて仕訳に計上し、ほとんど現金は使いません。「証憑保存機能」のスキヤナ保存も欠かせない機能で、経理担当者から

は「以前のように領収書等を整理する作業がなくなり、業務時間が短縮し、場所もとらなくなっておりありがたい」という声を聞いています。

何よりFXまいスタークラウドによって、資金の動きが即時に把握でき、「これだけ利益が出ている」「経費がかかっている」と理解できることが大きなメリットです。数字を基に、会計事務所からの経営助言を得て、次の一手をどうするかという検討につながっています。

コロナ禍で経営方針の変更が必要とされたときも、会計事務所からスピーディな最新情報の提供や助言があったおかげで、会社として機動力をもって臨むことができました。私にとって



私たちの行く道の先を照らしてもらえると

小池 渉氏/YK MEDICO代表取締役CEO



黒字決算支援が目的だと思います

北條貴裕会員/2016年税理士登録、同年TKC入会

経営者と向き合う時間ができ 本音で話せるようになった

■北條貴裕 会員

現在、事務所ではTKC方式の自計化、関与先の経理事務の効率化に力を入れています。改正電子帳簿保存法による、電子取引やスキヤナ保存制度の見直しなどの大きな変化の中で、小池様のようにデジタル化に前向き

に取り組みたいという経営者は多いはず。そのため、今こそ自計化のチャンスとも言えます。

実は、事務所を開業した頃は記帳代行が中心で苦勞してしました。そのような折に参加したNMFで、先輩会員から聞いた「記帳代行業務で苦しんでいるのは職員」という言葉が胸に刺さりました。事務所に帰って残業中の職員の顔をのぞき込んでみると、しかめっ面でパソコン画面に向かって……。それを見て「このままではいけない」と決心し、記帳代行から自計化へのシフトを決意したのです。

積極的に取り組んでいて、先進的な事務所だね」と言われてとてもうれしかった」という言葉を聞けて、私も感動しましたね。

最近FXクラウドの推進にも取り組んでいます。「事前確認」の実施により、今後さらに監査時間を短縮することが期待できます。

デジタル化が進み、DX化が求められる時代ですが、私たちの目的は関与先のDX化ではなく、関与先の「黒字決算支援」です。TKCシステムをフル活用した経理事務の効率化によって監査時間の短縮を実現する。

それによって、社長と向き合う時間を持ち、経営計画の策定支援、金融機関をパートナーとするための経営助言を積極的に行う——これらが、今まさに税理士に求められている支援だと思います。

今後も「会計」と、経営者との「会話」を通じて「関与先様の将来の発展の一助」となるよう取り組んでいきます。

「黒字決算」と「適正申告」で「日本の未来を変えよう」宣言



TKC
FXクラウドシリーズ

TKC月次指標 (月次BAST)

取引先の事業性評価にぜひご活用ください

利用金融機関の声をご紹介します

A銀行

金融当局方針に基づき、事業性評価に力を入れています。以前から「TKC経営指標 (BAST)」を利用していますが、事業性評価に利用できる指標として行内で周知しています。周知後は多くの行員が利用しています。

B銀行

主に営業店で利用しています。取引先の債務者区分に応じて数値比較しています。例えば、破綻懸念先の各指標がどの程度か等。行員にはタブレットを配備しているため、外出先でも利用できるようにしています。

C信用組合

事業性評価のため、すべての指標を全般的に利用しています。同業他社比較、コロナ禍前後の状況が月次で見られるのはありがたいです。取引先との対話の題材にもできます。

「動画で分かる月次BAST」を視聴できます。
<https://www.tkc.jp/tkcnf/bast/monthly/>



売上高(実額) 24カ月推移



税引前当期純利益(4象限)業種比較

「月次決算データ」を集計

TKC月次指標 (月次BAST)

- Business Analyses & Statistics by TKC -

集計対象 **25万社超** 収録業種 **99分類**

毎月30日に前々月までのデータを公開

当ページでご紹介しているものは月次BASTのごく一部です。他指標、他業種、都道府県別、経済圏別のデータもご確認いただけます。

こちらからユーザー登録(無償)してご利用ください。
<https://www.tkc.jp/tkcnf/bast/monthly/>

TKC月次指標





「TKCモニタリング情報サービス」

お問合せが多い事例と対応方法のご紹介

「TKCモニタリング情報サービス」ご担当者様へのお願い

取引先から

「決算書（または試算表）をデジタルで提供した」と聞いたら

まずは、**支店担当者から本店の「TKCモニタリング情報サービス」運用担当者にデータ提供の有無をご確認いただくよう、いま一度、行内での周知をご検討ください。**

行内で周知いただくための文書ひな型を当社でご用意します。

最寄りのSCGサービスセンターまたは、下記にお問い合わせください。

金融機関の支店から

「決算書（または試算表）が届いていない」と

お問い合わせいただくケース

そのうちおよそ**8割**は、

顧問税理士を通じて

既に**金融機関にデータ提供済み**だけれども、

金融機関本店から支店に情報共有されていない

という事例です。

●お問い合わせ先

山陰から全国に飛躍を遂げる 冷凍アジフライメーカー

鳥取県境港市の角屋食品は、「アジフライカンパニー」として山陰両県で高い知名度を誇る水産加工食品メーカーである。税理士法人松本会計事務所のサポートを受けながら経営をかじ取りする2代目の角谷直樹社長に、事業概要や財務戦略などについて聞いた。

境港の新鮮な魚介類を 素早く加工しおいしさ保つ

—— 会社概要について簡単に説明ください。

角谷 当社は、缶詰工場の工場長を務めた経験を持つ先代である父が2006年6月に創業した会社です。創業当初はイワシやイカ、ブリの煮つけなどの加工食品を手掛けていましたが、現在は売り上げのおよそ7割超を冷凍アジフライが占める「アジフライカンパニー」として知られる存在となりました。アジフライのほかには端材を利用したミンチ製品を生産しています。私ほもともと味の素で研究職に就いていましたが、父の病気をきっかけに2015年に会社を辞めて角屋食品に入社しました。翌年の1月に父が亡くなり、事業承継を経て今年で代表に就任して7年目になります。

—— 主力のアジフライがおいしいと



角谷直樹社長

評判です。

角谷 当社の冷凍食品のおいしさの秘訣は、使用している原料が境港の漁港で水揚げされる新鮮な魚介類であるということ。頭と内臓がついたラウンドと呼ばれる原料から頭を切り落とし、内臓を取り除きひらいたものにパン粉をつけ、凍結するまでの工程を一貫して手掛けています。つまり新鮮な魚介を素早く加工することが、味の良さにつながっていると考えています。

—— パン粉やソースにもこだわっているとか。

角谷 パン粉は、パン粉メーカーに当社のアジフライ専用につくってもらった特注品です。固めの粗目が特徴で、味付けは塩こしょうだけ。大量生産品や冷凍食品を食べた時に何となく分かりますが、当社の商品は家で衣付けした手作り品と同等のクオリティだという評価を多くいただいています。また2017年には、鳥取県特産の二十世紀梨や有機野菜を原料にしたオリジナルのアジフライ専用ソースも販売しています。

—— 販路について教えてください。

角谷 配達ルートをすでに構築している卸売会社への販売がメインです。売り上げに占める割合が一番多いのは宅配型の生協で、大手の生協さん



原料から凍結まで一貫生産



万全の品質管理体制



鳥取県境港市の本社

のほとんどのカタログには当社のアジフライが掲載されているのではないでしようか。特に昨年の秋ごろは売り上げを伸ばし、コロナの影響で落ち込んだ飲食店向けやスーパーの総菜コーナー向けの分をカバーしました。一方当初予想されていた一斉休校の影響がなかった学校給食向けは比較的堅調に推移しています。

——人材採用や育成についての考え方と実践法をお聞かせください。

角谷 鳥取県は日本で人口が一番少ない県で、なおかつ労働人口の数も少ない。選ばれる企業にならないと存続も危ういというのが現状です。さらに当社はもともと女性の割合が高く、私が入社した時点ですでに8割を超えていました。そのため継続的に職場環境の改善を実施しており、トイレをウォッシュレットに替えたり、生産現場も冷暖房完備にしたり、



門脇克広氏

働きやすい職場づくりに心掛けてきました。こうした取り組みが評価され、「男女共同参画推進企業」の認定や「将来世代応援企業表彰」の優秀賞を受けています。

——2020年に研究開発部が発足されていますが、研究テーマ等について教えてください。

角谷 研究テーマは二つあります。一つ目は海洋資源に頼らない商品づくりで、食品を科学的にデザインするフードテック分野での新商品開発を目指しています。もう一つは、油

で調理する行為（油調）をより簡便に抵抗なくするためにはどうしたらよいか、あるいは油調せずにフライを作るためにはどうしたらよいかという研究です。

製品別の原価率を計算し 計画的に魚種を絞り込む

——『FX2』をはじめとしたTKCシステムをどのように活用されていますか。

角谷 システムの画面で私が最も気になるのが、『資金繰り実績表』です。会社に今現金がいくら残っているのか、期首からどれだけ増減しているのか常に正確な数字が知りたいです。次によくチェックするのが『365日変動損益計算書』で、目標の売り上げ、限界利益の水準を達成できているかどうか常に気を配っています。異常値があればドリルダ

ウンして確認し、何が問題なのかをスピーディーに把握するよう努めています。

門脇克広監査担当（税理士法人松本会計事務所）まずは限界利益率の確認を重点的に行っています。入力はかなり正確にしていたで、^{そと}で、それを確認したうえで、^{そと}あれば前もって社長さまに報告して、それを確認していただきます。原価率のなかでも資材の仕入れ、梱卸しなど、どの辺りに問題点があるのかを確認し、毎月月初に締めて月次の実績を管理させていただく流れになっています。

——利益率向上のために行っていることを教えてください。

角谷 かつては売り上げ全体に占める比率が1%程度の製品もありましたが、当社の製造ラインは一つだけなので、その製品を生産するために



◎所長 松本正福

角谷悦郎前社長が角屋食品を創業する
ときから関与させていただいており、創業
当初から『FX2』導入、『継続MAS』による
予算管理を行っています。前社長の後を
引き継いだ角谷直樹社長は博士号（農学）
やMBAを持ち、非常勤で大学の講師を務めるなど極めて優秀
な方で、これまでさまざまな取り組みにチャレンジされてきま
した。同社のアジフライは本当においしくて、今では「アジフ
ライカンパニー」として地域で根強い支持を得ています。



角谷社長は予算実績の確認、経営分析を日常的に行っており、
商品ごとの損益状況も常に把握されています。直近の決算
も、コロナで厳しい環境のなか増収増益で過去最高の業績を上
げる素晴らしい内容でした。当事務所から同社まではせいぜい
車で10分あれば移動できます。月次監査も含め月に2回ほどお
邪魔しているので、かなり密着度は高い方だと思います。

創業当初から書面添付を実践しているほか、中小会計要領の
適用、「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)の導入などほぼ
フルスペックでTKCシステムをご利用いただいています。MIS導
入の際には、国に提出した決算書をそのまま提供するため極め
て信頼性が高いことをご説明したところ、すぐにご了承いた
だけました。日本一のアジフライカンパニー実現のため、今後も引
き続き支援させていただければと思います。



左は経理担当の木下裕子さん

はアジフライの製造をストップしな
ければなりません。製品の種類が多
いと、異なる機械を設置するスイッ
チングの時間も無駄だし、在庫管理
の費用もかさみます。こうした観点
から、商品ごとの原価計算と売上比
率を判断基準にし、採算のとれてい
ないもの、生産が非効率なものを削
つていきました。例えば2016年
ごろに生産していたサバ、カタケチ
イワシ、スルメイカ、ブリなどはも
う手掛けていません。代わりに創業
2、3年目ごろから生産を始め、私
が社長に就任した時点ですでに売

上高の4〜5割を占めるまでになっ
ていたアジフライの比率をさらに引
き上げていったのです。この戦略的
かつ計画的な魚種の絞り込みが利益
率の向上に大きく寄与しました。

——費用配分はどのように？

角谷 複数の商品について人件費や
販促費をどのように配分するかは、
どうしても恣意的で分かりにくくな
ってしまいます。従って当社では、
直接の材料費をのぞいた間接費はす
べて主力のアジフライの費用として
考えるやり方を採用しています。も
ちろん、アジフライ自体の採算がと
れることが前提ですが、そのうえで
残りの製品が一定の利益率を保てて
いるかどうかを常に確認するように
しています。

すべての取引行でMIS活用し
透明性の高い企業を目指す

——アジフライのPRも積極的に展
開されているとか。

角谷 まず企業ロゴやホームページ
を変え、「鳥取の味を世界へ」という
キャッチフレーズも「アジフライカ
ンパニー」に変更しました。さらに
当時放送していたテレビコマースヤ
ルも「アジフライカンパニー」とい
う歌声が聞こえてくる内容のものに
刷新しました。こうしたマーケティ

ング戦略の積み重ねの結果、鳥取、
島根の山陰両県では名実ともにアジ
フライ専門会社としての知名度を獲
得できていると思います。

——TKCモニタリング情報サー
ビス」(MIS)の利用はされてい
ますか。

角谷 はい。政府系金融機関も含め
取引行7行すべてにオンラインで決
算データを送信しています。当社は
帝国データバンクにも決算を公開す
るなど透明性の高い会社を目指して
います。幸運にも業績も悪くないの
で、誰に見せても恥ずかしくない内
容だと自負していますし、このよう
な動きはもっと広がればいいと思っ
ています。

——抱負をお聞かせください。

角谷 山陰地方では比較的名前が
通っていますが、まだ県外では無名
な存在なので、ゆくゆくは全国の
会社になるのが目標です。アジフラ
イにはまだ高価格帯でも買ってもら
えるブランド力がないので、従業員
にはよくアイスクリームの「ハーゲ
ンダッツ」を目指そうという話をし
ています。ちょっと高いけれど本物
の味を堪能できる製品をどこでも買
えるようにする、そんなポジション
の会社になりたいですね。

地

方銀行が持ち株会社に移行する動きが相次いでいる。

10月には北國銀行が北國フィナンシャルホールディングス（FHD）、十六銀行が十六フィナンシャルグループ、沖繩銀行がおきなわフィナンシャルグループにそれぞれ移行した。2022年10月には静岡銀行も持ち株会社化する。各地銀が持ち株会社化を急ぐのは、業務範囲規制の厳しい銀行から持ち株会社に生まれ変わることで、銀行以外の幅広いサービスを展開するためだ。

従来、銀行グループが提供してきたサービスは、証券、リース、カード、サービサー、シンクタンクなどに限られていた。しかし、地域のニーズは多様化している。地域商社、デジタル化を推進するシステム会社、経営課題を解決するコンサルティング会社、人材紹介会社、農業関連会社、EC（電子商取引）サイト運営会社などの「非金融サービス」にも、積極的に経営資源を振り向けなければ、幅広いニーズには到底応えられない。

裏返せば、銀行の預貸業務は限界を迎えているということだ。既に日本全体で見れば、資金余剰となっており、個人顧客、法人顧客問わず、貯蓄ではなく資産形成の



地域金融の未来

共同通信社編集委員
橋本卓典

ニーズに応えることが求められている。それは手数料が高く、銀行が売りたい金融商品を売るのではなく、顧客の資産形成、資産運用に最適なサービスを専門的観点から助言することだ。この流れを先取りするのが北國FHD傘下で投資助言に特化した「FDアドバイザリー」だ。顧客に商品を紹介する必要があれば外部の商品も紹介する。販売会社からのキックバックを受け取らず、顧客からの助言料だけでサービスを展開する。

日銀の調査では、21年3月末時点の日本の家計金融資産が1946兆円だったのに対し、米国は109・6兆ドル、1ドル＝110円換算で約1・2京円と、日本の6倍に達した。2000年末と比較すると米国は約3・2倍、日本は約1・4倍と、その拡大ペースも桁違いだ。これは、日本が資産運用を軽視してきた証拠に他ならない。その一つは株価指数である。

米ニューヨーク株式市場、ナスダックに上場する幅広い業種の500銘柄から構成されるS&P500種株価指数は「時価総額53億ドル（約5830億円）以上」「4半期連続で黒字」などの厳しい条件で選別し、年

4回の銘柄入れ替えを行っている。指数が成長企業だけを厳選し続けるからこそ、指数連動型のインデックス投資信託が世界中から買われる。指数構成銘柄の株価が押し上げられ、成長を後押しする。

東京証券取引所は来年4月の市場再編で、最上位の「プライム市場」を設けるが、S&P500社に対抗できる日本企業は何社あるのか。時価総額基準を満たすのは、東証1部上場企業約2190社のうち約250社しかない。

地銀の投資助言業参入から読み取るべきシグナルは、日本の資産運用の活性化を求める国民の声でもある。成長企業が選ばれる株式指数を形成するには、東証を傘下を持つ日本取引所グループの取締役に、投資家の代表を送り込むことが重要だ。担保保証に依存した預貸ビジネスモデルが行き詰まったからこそ、地域金融機関の変革は見逃してはならない。「時代の映し鏡」なのである。



はしもと・たくのり
1975年東京都生まれ。慶応義塾大学法学部政治学科卒業。2006年共同通信社入社。経済記者として流通、証券、大手銀行、金融庁を担当。2年間、広島支局勤務を経て、2015年から2度目の金融庁を担当。2020年から編集委員。著書に『捨てられる銀行』『捨てられる銀行4 消えた銀行員 金融変革運動体』（講談社現代新書）など。

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和4年1月31日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
政府系金融機関					
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	45,472	-	
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	7,080	1,784	
都市銀行					
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	4,766	862	
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,272	504	
3 みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	2,815	372	
4 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	2,714	330	
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1,966	318	
地方銀行・第二地方銀行 (上位50行)					
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	3,970	999	
2 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,074	279	
3 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	3,017	472	
4 足利銀行	栃木県	平成28年10月	2,839	476	
5 中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,804	417	
6 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,599	361	
7 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	2,501	259	
8 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	2,455	396	
9 広島銀行	広島県	平成28年11月	2,361	302	
10 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,175	364	
11 第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,090	371	
12 京都銀行	京都府	平成30年 7月	2,050	273	
13 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,029	321	
14 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	2,006	223	
15 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,857	258	
16 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,851	274	
17 北國銀行	石川県	平成28年11月	1,746	257	
18 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,739	236	
19 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,737	272	
20 名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,692	205	
21 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,658	152	
22 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,636	214	
23 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,559	229	
24 七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,542	357	
25 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,519	178	
26 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,498	202	
27 京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,451	226	
28 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,439	136	
29 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,424	218	
30 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,339	120	
31 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,302	202	
32 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,287	188	
33 愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	1,259	201	
34 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,228	159	
35 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,219	147	
36 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,196	406	
37 三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,182	201	
38 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,180	84	
39 山口銀行	山口県	平成28年11月	1,160	198	
40 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,151	111	
41 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,131	120	
42 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,129	148	
43 十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,095	107	
44 百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,086	134	
45 東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,078	174	
46 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	1,060	115	
47 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,048	116	
48 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,035	146	
49 肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	992	86	
50 大光銀行	新潟県	平成29年 6月	967	170	
上記以外の地銀・第二地銀			計	28,918	4,687

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
信用金庫(上位30庫)					
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	2,195	555	
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	1,830	284	
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	1,664	338	
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	1,662	232	
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,314	482	
6 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	1,208	183	
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,207	198	
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	1,163	94	
9 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	1,132	155	
10 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,122	123	
11 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	1,096	74	
12 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	1,046	167	
13 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,045	371	
14 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	1,043	85	
15 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	959	56	
16 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	956	112	
17 尼崎信用金庫	兵庫県	令和 2年 2月	955	94	
18 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	944	85	
19 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	933	151	
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	883	54	
21 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	867	179	
22 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	827	144	
23 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	820	53	
24 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	773	73	
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	765	130	
26 大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	760	50	
27 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	728	88	
28 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	723	122	
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	693	75	
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	692	79	
上記以外の信用金庫			計	42,583	7,124

信用組合(上位5組合)					
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	794	258	
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	645	69	
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	358	24	
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	330	55	
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	314	52	
上記以外の信用組合			計	6,106	1,059

信用保証協会(上位5協会)					
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	2,954	160	
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,203	313	
3 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,009	694	
4 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,374	131	
5 名古屋市信用保証協会	愛知県	平成30年 1月	1,041	121	
上記以外の信用保証協会			計	11,833	2,405

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	76,556	7,988
2 地銀・第二地銀	99	98	113,360	16,947
3 信用金庫	254	246	74,588	12,010
4 信用組合	130	71	8,547	1,517
5 信用保証協会	51	36	21,414	3,824
6 その他	-	10	292	79
合計	544	471	294,757	42,365

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(471機関)

令和4年1月31日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
山陽信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
さらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行

大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本柳信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
真山信用金庫
烏山信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
佐山信用金庫
仙南信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
龍野川信用金庫
巣鴨信用金庫

青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信信用金庫
江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勤業信用組合
PayPay銀行

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
三條信用組合
新潟大米信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
水見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫

松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関西信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行

池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫信用組合
淡路信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行

香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川の江信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.48

発行日 令和4年2月28日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNBビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 酒井・関口・井上・東城